

議案第59号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び
運営に関する基準の一部改正に鑑み，指定福祉型障がい児入所施設の職員配置の基準を改め
る等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福
岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師を
いう。）」に改め，同条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。